

(重要なお知らせ)

事業の一時停止及び利用規約の改定について

平素は「第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊事業」にご参画いただき、誠に有難うございます。

本事業においては、不正を指南する活動が行われている旨の通報が事務局に寄せられるなど、不正の疑いのある事案が複数確認されており、このような事案について、捜査機関への相談も行いながら厳正に対処しております。

事務局といたしましては、このような事態の発生を重く受け止め、今年度事業の残りの期間においては、不正の未然防止の観点から制度改善を行う予定であり、以下の措置をとらせていただきます。

- (1) 本事業の一時停止
- (2) 利用規約の改定

(1) 本事業の一時停止

令和3年9月16日(木)0時頃より、以下の手続きを一時停止し、(2)の新たな利用規約に対応するためのシステム改修を行います。

- ① IT 専門家、中小企業等それぞれの新規のご登録
- ② 新規の相談案件登録・直接提案依頼の登録・既登録内容の修正(中小企業等)
- ③ 支援計画の提出(IT 専門家)
- ④ IT 専門家・中小企業等間で行われる支援計画の合意

※既に事務局が支援計画の内容を審査のうえ了承し、IT 専門家・中小企業等間で業務委託契約が完了している案件については、その支援計画に基づき予定通り支援や実施報告書の提出の手続きを継続いただけます(謝金の支払いに当たっては、厳格な審査の上でお支払いいたします。)

(2)の利用規約の改定及びシステム改修が完了次第、事業を再開する予定です。
事業再開後については、改定後の利用規約に基づき制度をご活用いただくこととなります。

(2) 利用規約の改定

デジタル化応援隊事業において、以下の行為及びこれに加担する行為はすべて不正行為です。

- ・事業実態がないにもかかわらず中小企業等として登録する(本事業の登録のためだけに開業届を出したなど)。
- ・支援を提供する能力を有していないにもかかわらず IT 専門家として登録する。
- ・支援時間や支援内容を偽って報告する(支援時間の水増しなど)。
- ・支援を行っていないにもかかわらず支援を行ったと報告する(支援実態を偽る写真を使った報告など)。

今般事務局では、このような不正を未然に防止することを目的に、IT 専門家の登録要件の厳格化等の利用規約の改定を予定しております。

変更内容の詳細については、確定し次第、本事業HPで周知し、2週間以上経過後に改定後の利用規約の効力発生となります。

■事業の再開について

事業再開時期については、本日からおおよそ1ヶ月後を予定しています。

■再開後の本制度のスケジュールについて

再開後のスケジュールは、詳細が決まり次第ご案内いたします。

本制度を適正にご活用いただき、中小企業等のデジタル化の支援に尽力されているIT専門家の皆様、制度を活用してデジタル化に取り組まれている中小企業等の皆様、また本制度を今後活用されようご検討されている皆様におかれましては、上記措置が本事業の適正な運用のために不可欠であることをご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上